

# 経理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フリースペースたまりば（以下、「この法人」という。）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速かつ正確に処理し、この法人の収支の状況、財産の状況を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この法人の会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

### (会計処理の原則)

第3条 会計の処理および手続きは、特定非営利活動促進法 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計年度)

第4条 会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### (会計の区分)

第5条 会計の区分は次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

### (会計責任者)

第6条 会計責任者は会計担当理事とする。

### (規格外事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、会計担当理事および事務局長において協議し、理事長の決裁を得て指示するものとする。

### (規程の改廃)

第8条 この規程を改廃する場合には、事務局長の上申にもとづいて理事会の決裁を受けなければならない。

### (細則)

第9条 この規程の施行に関する細則は、別にこれを定める。

## 第2章 勘定科目および帳簿組織

### (勘定科目)

第10条 貸借対照表及び収支計算書における勘定科目は別に定める。

### (会計帳簿)

第11条 各会計の会計帳簿は、仕訳帳および総勘定元帳を主要簿とし、必要に応じて

補助簿を作成する。

(帳簿の更新)

第 12 条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿書類の保存期間)

第 13 条 会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを越えるものについては、その定めによる。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 決算書類     | 永久  |
| (2) 予算書類     | 7 年 |
| (3) 会計帳簿     | 7 年 |
| (4) 契約書・証憑書類 | 7 年 |
| (5) その他の書類   | 5 年 |

2 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。

3 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を受けなければならない。

### 第 3 章 金銭出納

(金銭の範囲)

第 14 条 この規程で金銭とは、現金および預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

(出納責任者)

第 15 条 金銭の出納・保管については、出納責任者をおくものとする。

2 出納責任者は会計担当理事が任命する。

(金銭の出納)

第 16 条 金銭の出納は、以下の領収書等を添付した当法人が定めた証憑類および伝票により、出納責任者が行ない、管理する。

- (1) 活動請求書綴り
- (2) 講師謝礼綴り
- (3) 現金入金綴り

2 やむを得ない事由により領収書等を徴すことのできない場合は、その支払いが正当であることを証明する当法人の支払証明書をもって、これにかえられるものとする。

(帳簿の照合)

第 17 条 現金の金額は、毎月定期的に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

### 第 4 章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 18 条 固定資産とは、耐用年数 1 年以上で、かつ、取得価額 20 万円以上の有形固定資産およびその他の資産とする。

(固定資産の購入)

第 19 条 固定資産の購入に際しては、会計責任者および理事長の決裁を受けなければならない。

## 第 5 章 予算

(予算の目的)

第 20 条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標をもって表示し、もって、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

(予算編成)

第 21 条 予算は事業計画案に従って立案し、調整および編成は理事会において行う。

2 予算の決定は、理事会の承認を得なければならない。

(予算の補正)

第 22 条 予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

## 第 6 章 決算

(目的)

第 23 条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(計算書類の作成)

第 24 条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに、次の計算書類を作成し理事会に提出しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書

2 計算書類は監事の監査を受け、理事会および総会の承認を得なければならない。

## 第 7 章 補則

(改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は、令和 3 年 3 月 22 日に改定し同日より施行する。